

1 議 事 日 程 (第 3 日)

(令和 7 年第 3 回有田川町議会定例会)

令和 7 年 9 月 1 7 日

午前 9 時 3 0 分開議

於 議 場

日程第 1 陳情の審査報告について (陳情第 1 号)

追加日程第 1 発委第 3 号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出について

日程第 2 報告第 17 号 令和 6 年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の決算について

日程第 3 議案第 50 号 令和 7 年度有田川町一般会計補正予算 (第 6 号)

日程第 4 議案第 51 号 令和 7 年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 5 議案第 52 号 令和 7 年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 6 議案第 53 号 令和 7 年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 7 議案第 54 号 令和 7 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算 (第 2 号)

日程第 8 議案第 55 号 令和 7 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算 (第 1 号)

日程第 9 議案第 56 号 令和 7 年度有田川町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 10 議案第 57 号 令和 7 年度有田川町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)

日程第 11 議案第 58 号 令和 7 年度有田川町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)

日程第 12 議案第 59 号 令和 6 年度有田川町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 60 号 有田川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 14 議案第 61 号 令和 6 年度有田川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 15 議案第 62 号 令和 6 年度有田川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 16 議案第 63 号 令和 6 年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 17 議案第 64 号 令和 6 年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 18 議案第 65 号 令和 6 年度有田川町岩倉財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 19 議案第 66 号 令和 6 年度有田川町粟生財産区管理会特別会計歳入歳出決算の

認定について

- 日程第20 議案第67号 令和6年度有田川町城山山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第68号 令和6年度有田川町八幡山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第69号 令和6年度有田川町安諦山林財産区管理会特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第70号 令和6年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第24 議案第71号 令和6年度有田川町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第25 議案第72号 令和6年度有田川町下水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について
- 日程第26 議案第73号 有田川町議会議員及び有田川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第75号 有田川町健康管理センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第28 議案第76号 有田川町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第77号 有田川町水道事業給水条例及び有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 議案第78号 有田川町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第31 議案第79号 令和6年度有田川町認定こども園新築工事（建築工事）の請負変更契約について
- 日程第32 議案第80号 令和6年度有田川町認定こども園新築工事（機械設備工事）の請負変更契約について
- 日程第33 議案第81号 有田周辺広域圏事務組合規約の改正に関する協議について
- 日程第34 議案第82号 有田周辺広域圏事務組合の財産処分について
- 日程第35 議案第83号 有田川町特別養護老人ホーム「しみず園」の指定管理者の指定について
- 日程第36 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第37 常任委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第38 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件
- 日程第39 議員派遣の件
- 日程第40 議長への委任について

2 出席議員は次のとおりである（14名）

1番	濃 添 勇 作	2番	栗 山 昌 之
3番	本 下 雅 敏	4番	椿 原 竜 二
5番	中 島 詳 裕	6番	星 田 仁 志
8番	谷 畑 進	9番	西 弘 義
10番	林 宣 男	11番	岡 省 吾
12番	森 谷 信 哉	13番	堀 江 眞 智 子
14番	増 谷 憲	15番	殿 井 堯

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 遅刻議員は次のとおりである（なし）

5 会議録署名議員

4番	椿 原 竜 二	13番	堀 江 眞 智 子
----	---------	-----	-----------

6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名（14名）

町 長	中 山 正 隆	副 町 長	坂 頭 徳 彦
住民税務部長	小 澤 俊 彦	福祉保健部長	井 本 英 克
総務政策部長	中 屋 正 也	消 防 長	岩 井 伸 幸
産業振興部長	南 長 寿	建設環境部長	森 本 博 貴
清水行政局長	中 谷 芳 尚	総 務 課 長	原 秀 文
財 務 課 長	青 石 元 希	企画調整課長	寺 杣 眞 英
教 育 長	片 嶋 博	教 育 部 長	中 平 洋 子

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

事 務 局 長	山 縣 和 弘	書 長	記 裕 幸 雄
---------	---------	-----	---------

8 議事の経過

開議 9時30分

○議長（谷畑 進）

おはようございます。

ただいまの出席議員は14人であります。

定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

また、説明員は、町長ほか13人であります。

……………日程第1 陳情の審査報告について……………

○議長（谷畑 進）

日程第1、陳情の審査報告についてを議題とします。

陳情第1号として、「刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を国に対し提出を求めることに関する陳情が、本定例会第1日目において、総務文教福祉常任委員会に付託されています。

この件について、委員長から審査の経過及び結果について報告を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、栗山昌之君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（栗山昌之）

それでは、陳情第1号、総務文教福祉常任委員会審査結果を報告させていただきます。

本定例会第1日目に当委員会に付託されておりました「陳情第1号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書」を国に対し提出を求めることに関する陳情書について、審査結果を報告いたします。

委員会は9月3日、4階第2、第3会議室において開催し、趣旨、内容等について慎重に審査を行い、その結果、全会一致で採択すべきものと決定しました。十分に御審議の上、よろしく御決定くださいますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（谷畑 進）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本件は採択することに決定しました。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 9時33分

再開 9時36分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

お諮りします。

ただいま総務文教福祉常任委員長から、発委第3号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

発委第3号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

……………追加日程第1 発委第3号……………

○議長（谷畑 進）

追加日程第1、発委第3号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者である総務文教福祉常任委員会委員長に提案理由の説明を求めます。

総務文教福祉常任委員会委員長、栗山昌之君。

○総務文教福祉常任委員会委員長（栗山昌之）

それでは、発委第3号、刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）について、提案理由を申し上げます。

なお、お手元に配付させていただきました意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明に代えさせていただきます。

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書（案）

冤罪は人権侵害の一つであります。冤罪被害者の人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとってはもちろんであるが、地域住民の人権を守る義務を有する地方公共団体にとって重要な課題であります。

冤罪被害者を救済するための制度である再審について、その手続を定めた刑事訴訟法の規定第4編再審に、再審請求手続の審議の在り方に関する規定が整備されていません。このため、事件を担当する裁判官の審議の進め方が異なり、それにより不公平感や審議格差が生じており、その是正が必要であると思われま

す。また、多くの冤罪事件で警察や検察等の捜査機関の手元にある証拠が、再審請求手続において開示されたことが冤罪被害者を救済するための原動力となっています。

しかし、現行法には再審手続における証拠開示に関する規定が存在せず、再審請求手続において証拠開示される制度的保障がなく、裁判官や検察官の対応によって大きな格差が生じています。この是正も必要であると考えられます。

さらに、再審開始決定がされても、検察官が幾度も不服申立てを行う事例があり、冤罪被害者の迅速な救済を阻む原因になっています。

7月に再審無罪になった福井女子中学生殺人事件や昨年9月に再審無罪になった袴田事件（静岡県）でも、このことが原因で再審公判までに長期間を要したことは顕著

であります。

特に大崎事件（鹿児島県）では、検察の不服申立てにより、これまでに3回も再審開始決定が取り消されるなど、不服申立てが迅速な救済を阻んでいる状況です。この是正も必要であると思われまます。

このことから、以上の点を是正するため、刑事訴訟法における再審規定について、以下の改正を速やかに行われるよう強く求めます。

- 1、再審請求の手續規定の整備
- 2、再審請求手續における証拠開示の制度化
- 3、再審開始決定に対する検察官の不服申立ての是正

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和7年9月17日。

和歌山県有田川町議会。

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 内閣官房長官

以上でございます。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（谷畑 進）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 9時43分

再開 9時43分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり提出することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり提出することに決定しました。

……………日程第2 報告第17号……………

○議長（谷畑 進）

日程第2、報告第17号、令和6年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の決算についてを議題とします。

本案は、産業建設住民常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

産業建設住民常任委員会委員長、椿原竜二君。

○産業建設住民常任委員会委員長（椿原竜二）

皆様、改めましておはようございます。産業建設住民常任委員会より報告をさせていただきます。

去る9月2日の本会議において、当委員会へ審査を付託されました報告第17号、令和6年度一般財団法人有田川町ふるさと開発公社の決算について、審査の経過並びに結果を御報告いたします。

委員会は9月4日に開催し、産業振興部職員及びふるさと開発公社代表理事・職員等を招聘し、内容を説明いただきました。

令和6年度の決算概況は、新しみず温泉のオープンを契機として少しずつ回復傾向にあります。昨今の物価高騰や賃金上昇に伴い、光熱費、仕入価格など経費が増大し、経営に影響を及ぼしている状況であります。

具体的な収支といたしましては、事業に伴う収入は、9,675万円と前年度に比べプラス38.5%の増加となっております。特にしみず温泉の収入が、前年度に比べ約2.5倍の2,262万円と大幅に増えております。支出の事業費用につきましては、2,534万円と28%の増、管理費用につきましても9,283万円と24.8%の増となっております。

このように収入が増えた一方で、事業費用や管理費用についても、原材料費、燃料費、光熱水費、人件費が大きく増えております。その結果、営業利益はマイナス2,141万円、指定管理料等を加えた最終的な経常利益は、マイナス64万円と赤字でありました。昨年度より経常利益のマイナスが縮小しているものの、赤字決算が続いていることは非常に厳しい経営であるということを示しております。

各委員からも、しみず温泉や稼働率が21%であるあさぎり宿泊棟の積極的な活用、関連施設の営業時間、利用者のニーズ調査によるリピーターの確保、フードロスの把握など、幾つかの質問、意見や要望を申し上げました。

委員会としましても、今後も引き続き積極的に協力してまいりたいと考えております。

説明及び質疑の終了後、採決を行い、全員一致で決算の承認を決定いたしました。

以上、審査の経過並びに結果を御報告するとともに、審議いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（谷畑 進）

以上、委員長報告が終わりました。

続きまして、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認め、これで報告を終わります。

……………日程第3 議案第50号……………

○議長（谷畑 進）

日程第3、議案第50号、令和7年度有田川町一般会計補正予算第6号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

14番、増谷です。議案第50号について質疑を3つ、先に一括して行いたいと思います。

まず、議案書の27ページ、住民課関係ですけれども、備品購入費があります。ICチップのタブレット2台を購入ということだったと思うんですけども、この内容について、まず御説明いただきたいと思います。

2つ目、49ページ、社会教育であります。ALECの水の公園周りの陥没の改修148万5,000円と明恵スポーツ公園人工芝の改修2,424万5,000円の工事単価と各予定業者はどのような業者になりますか。また、2つの工期について伺いたいと思います。

3つ目、49ページ、手数料35万8,000円、きび森のこども園に植わっているいわゆるドングリの木を伐採するということですが、区長や保護者、近隣の方の了解は取れているのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

以上、よろしくお願ひします。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

在留期間が3か月を超える外国人の方には、原則として在留カードが交付されます。出入国管理及び難民認定法等の改正により、マイナンバーカードと在留カードの一体化が進められ、これに伴い住民登録等を行う市町村が在留カード等のICチップに住居情報を漸次的に記録することになります。このため、金屋庁舎、清水行政局で使用

する記録端末、タブレットということでこのようなものを想定していたんですけども、購入するものはノートパソコンになるかなと考えております。これを2台購入するものです。

なお、吉備庁舎は出入国在留管理庁から貸与されているPC等で対応する予定であります。購入費用につきましては、予算書15ページ記載のとおり、国庫支出金によりほぼ全額が補助されます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

教育部長、中平洋子君。

○教育部長（中平洋子）

増谷議員の御質疑にお答えいたします。

地域交流センターALECの水の公園周辺の舗装改修につきましては、まず工事単価のほうは1万2,250円、予定業者は地元の土木業者を予定してございます。また、工期につきましては、契約の日から10月末までを予定してございます。

次に、明恵スポーツ公園人工芝改修につきましては、工事単価は2万6,070円、予定業者はゴムチップ舗装と特殊な舗装工事となる予定となっておりますので、スポーツ施設の専門業者を予定してございます。工期のほうは、契約の日から3月末までを予定してございます。

続きまして、ドングリの木についてのほうですが、きび森のこども園の南西にございます都市公園内に植わっておりますドングリの木につきましては、庄二地区のほうから要望がございまして、このたび樹木伐採の予算を計上させていただいているところでございます。

また、きび森のこども園の園のほうも十分その状況は承知してございますので、問題はないと認識している次第でございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再質疑をさせていただきます。

まず、住民課の備品購入費に関わってなんですけども、吉備庁舎分はなぜ支給されるかということについて御答弁いただけますか。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

お答えいたします。

現在、吉備庁舎には出入国管理局と町との情報連携のためにPC1台が貸与されて

いる状況でございます。このPCが今回の制度改正に対応した機種に更新されるため、新たな購入は必要なく対応可能であると考えております。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

再質疑ですけれども、今、御答弁いただいたように、マイナンバーカードについては、このように国からの手厚い補助があるというのは私はもう考えられない話なんですけれども、再度伺いたいのは、この一体化の問題で外国人のまあ言うたら管理を強化し、そして外国人に対する差別を助長する内容となっているのではないかと専門家は指摘されているんです。マイナンバーカードへのひもづけはほかにもいろいろいっぱいあって、問題点が多く出ております。そういう点で、私もこのことについては賛同できないと思うんですけれども、しかもこれこの一体化については強制じゃなく任意ですよ。そのところの確認をさせていただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

住民税務部長、小澤俊彦君。

○住民税務部長（小澤俊彦）

御質疑にお答えさせていただきます。

今回の出入国管理及び難民認定等の法律改正はですね、現状、その在留カードには、本人さんの氏名であったり在留の目的であったり在留期間が記載されているということなんですけれども、今回の改正でその中に住所情報を入れていくということになります。マイナンバーカードと在留カードが一体化されたものというのも任意で取ることはできるんですけれども、その一体化するものの取得というのは個人さんの任意でございます。

以上でございます。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第4 議案第51号……………

○議長（谷畑 進）

日程第4、議案第51号、令和7年度有田川町国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第5 議案第52号……………

○議長（谷畑 進）

日程第5、議案第52号、令和7年度有田川町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第6 議案第53号……………

○議長（谷畑 進）

日程第6、議案第53号、令和7年度有田川町介護保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第7 議案第54号……………

○議長（谷畑 進）

日程第7、議案第54号、令和7年度有田川町特別養護老人ホーム等事業特別会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第8 議案第55号……………

○議長（谷畑 進）

日程第8、議案第55号、令和7年度有田川町かなや明恵峡温泉特別会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第9 議案第56号……………

○議長（谷畑 進）

日程第9、議案第56号、令和7年度有田川町水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第10 議案第57号……………

○議長（谷畑 進）

日程第10、議案第57号、令和7年度有田川町簡易水道事業会計補正予算第1号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第11 議案第58号……………

○議長（谷畑 進）

日程第11、議案第58号、令和7年度有田川町下水道事業会計補正予算第2号を議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

お諮りします。

日程第12、議案第59号から日程第22、議案第69号までの議案11件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第12、議案第59号から日程第22、議案第69号までの議案11件を一括議題とします。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第59号から議案第69号までの議案11件は、決算審査特別委員会において審査中の事件であり、会議規則第75条の規定により、委員長から閉会中の継続審査の申出があります。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査にすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号から議案第69号までの議案11件は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

日程第23、議案第70号から日程第25、議案第72号までの議案3件を一括議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、日程第23、議案第70号から日程第25、議案第72号までの議案3件を一括議題としたいと思います。

ただいま議題となっています議案第70号から議案第72号までの議案3件は、本定例会第1日目において、決算審査特別委員会に付託されております。

委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、椿原竜二君。

○決算審査特別委員会委員長（椿原竜二）

決算審査特別委員会における審査の概要及び結果につきまして、御報告を申し上げ

ます。

当委員会において審査いたしました案件は、議案第70号から議案第72号までの公営企業会計の剰余金の処分、欠損金の処理及び決算認定を求めることについての3件であります。

これらの議案の審査に当たりましては、本特別委員会を9月8日に開催し、関係部長・課長及び担当者の出席を得て、詳細な説明を求め慎重に審査いたしました。

まず、議案第70号、令和6年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定の件について、審査の報告をいたします。

決算書11ページの水道事業の概況につきまして、給水件数が7,330件で、前年度から55件増加し、給水人口においては1万6,520人で81人の減少となっております。

また、年間有収水量は、約222万立方メートルと前年度に比べ約4万7,000立方メートル、率にして2.1%の増となっております。

有収率については、82.7%と目標値の85%を下回っており、前年度より3%悪化しております。小規模な漏水は見つけにくいこともあり、今後は衛星を活用した漏水調査など、様々な方策を検討し、有収率の向上に努めていくとのことでありました。

次に、収支状況は、12ページの比較損益計算書にありますように、給水収益などの営業収益が前年度より約796万円の増収となるなど、収益から費用を差し引いた当年度純利益は、前年度に比べ1,126万8,000円多い1億3,687万円の黒字決算となっております。供給単価は166円5銭で、給水原価の127円88銭を上回っていることから、料金収入のみで必要経費が賄われており、経営状況も良好でありました。

続いて、利益剰余金の処分については、5ページの剰余金処分計算書(案)において、当年度未処分利益剰余金1億9,086万9,694円のうち、5,300万円を減債積立金として処分し、残りの1億3,786万9,694円が令和7年度への繰越利益剰余金となっております。

今後についても、吉備浄水場兼水道庁舎建設工事、水道管の敷設替え工事、企業債の償還など、多額の費用が必要となってくるため、より一層経営の健全化に努めていただくよう求めます。

次に、議案第71号、令和6年度有田川町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、審査の報告をいたします。

決算書11ページの概況につきまして、給水件数が4,229件で前年度から41件減少し、給水人口においても7,617人と359人の減少となっております。

また、年間有収水量は約88万5,000立方メートルと、前年度に比べ5,392立方メートル、率にして0.6%の減となっております。有収率については、74.

6%と前年度より3.3%悪化しております。今後も漏水調査や修繕工事を実施し、有収率の向上に努めるとのことでありました。

次に、収支状況は12ページの比較損益計算書にありますように、収益から費用を差し引いた当年度純利益は87万8,000円で黒字決算となっておりますが、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益で見ますとマイナス2億6,000万円となっており、このマイナス分は一般会計からの補助金など営業外収益で賄われている状況であります。

続いて、利益剰余金の処分については、5ページの剰余金処分計算書(案)において、199万6,476円を翌年度へ繰り越すこととなっております。

以上のことから、簡易水道事業については、料金回収率が49.7%と料金収入をもって経営を行う独立採算を原則とする地方公営企業としては、健全な経営状況とは言い難いところでありますが、今後も安心・安全な飲料水を安定して供給できる体制づくりに、なお一層取り組んでいただくことを求めます。

次に、議案第72号、令和6年度有田川町下水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について、審査の報告をいたします。

決算書11ページの下水道事業の概況につきましては、加入件数が4,731件で、昨年度より110件増加し、処理区域内人口1万8,063人に対し水洗化人口が1万2,697人と普及率が70.3%となっております。

令和6年度の収支状況は、比較損益計算書にありますように1億6,891万9,000円の純損失で赤字決算となっております。この純損失は、農業集落排水の施設等を一般会計に無償譲渡したことにより、譲渡損6億4,634万7,000円が発生したためであります。

また、営業収益から営業費用を差し引いた営業利益で見ますと、マイナス5億9,372万8,000円となっており、このマイナス分は一般会計から補助金などの営業外収益で賄われている状況であります。

続いて、欠損金の処理については、5ページの欠損金処理計算書(案)において、当年度未処理欠損金1億3,026万6,050円を資本金の減少により処理するものであります。

以上のことから、下水道事業についても健全な経営状況とは言い難いところでありますが、下水道は生活環境の改善や水域保全の面からも重要なインフラの1つであるため、安定的かつ持続的にサービスが提供できるよう、経営の健全化を図るよう求めます。

以上が審査の経過であります。委員会で協議の結果、議案第70号、71号の2議案については出席者全員で、議案第72号は賛成多数で認定すべきものと決しましたので、ここに御報告申し上げます。御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（谷畑 進）

以上で、決算審査特別委員会からの審査の経過及び結果の報告が終わりました。

……………日程第23 議案第70号……………

○議長（谷畑 進）

日程第23、議案第70号、令和6年度有田川町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

……………日程第24 議案第71号……………

○議長（谷畑 進）

日程第24、議案第71号、令和6年度有田川町簡易水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

……………日程第25 議案第72号……………

○議長（谷畑 進）

日程第25、議案第72号、令和6年度有田川町下水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とするものです。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手多数]

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

……………日程第26 議案第73号……………

○議長（谷畑 進）

日程第26、議案第73号、有田川町議会議員及び有田川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第27 議案第75号……………

○議長（谷畑 進）

日程第27、議案第75号、有田川町健康管理センター条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第28 議案第76号……………

○議長（谷畑 進）

日程第28、議案第76号、有田川町法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第29 議案第77号……………

○議長（谷畑 進）

日程第29、議案第77号、有田川町水道事業給水条例及び有田川町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第30 議案第78号……………

○議長（谷畑 進）

日程第30、議案第78号、有田川町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第31 議案第79号……………

○議長（谷畑 進）

日程第31、議案第79号、令和6年度有田川町認定こども園新築工事（建築工事）の請負変更契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第32 議案第80号……………

○議長（谷畑 進）

日程第32、議案第80号、令和6年度有田川町認定こども園新築工事（機械設備工事）の請負変更契約についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第33 議案第81号……………

○議長（谷畑 進）

日程第33、議案第81号、有田周辺広域圏事務組合理約の改正に関する協議についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

3点について、担当部長に質問をさせていただきます。

この件なんですけれども、1市1町で必ずやるということかということと、例えば、1市1町でやるとなると、今までの計画とは変わってくると思われるのですけれども、計画の詳細はこれからだと思いますが、計画が出た時点で一度立ち止まり考えるつもりはあるのかということと、もう一点、例えば、1町で今の場所に建てた場合の補助金や建設費用の詳細は出しているのか、この3点について質問をさせていただきます。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

堀江議員の御質疑にお答えさせていただきます。

この議案が各市町で承認いただくことができれば、当然、残る有田市と有田川町になりますので、1市1町で進めていくことになります。

そして、有田川町が今の1町ですることにはできないのかという御質問なんです、今の環境センターの当時から1市旧の3町ですね進めてきたごみ処理施設であるため、この新ごみ施設につきましても1町でいくという考えは当然なくて、広域で進めるということで進めてまいります。

その理由といたしましては、1町でいきますとやはり費用負担、建設費・運営費というのが多額になってきますので、それを共同ですることによって費用も分担できますし、いろんな面からその財政面、技術面、環境面そういうことで広域でするほうが、国の補助金の関係もありますし、その辺が広域でするほうがメリットがありますので、町単独で対応するというのは難しいという現状でございます。

それで1町で試算していないかということに対しては、数値的な試算はしておりません。

以上です。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

1市1町で必ずやるということであると思います。広域で進めることが一番いいんじゃないかということでありましたが、3番の質問の、例えば1町でするのが高くついたとしても、補助金があるのかとか、建設費用の詳細はどうなるのかということも一度出すべきではないかと思うのですけれども、これは出すつもりはないということですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

堀江議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今。時点1町で詳細な費用を出すというのは考えておりませんが、やはり、でも今時点でも1市2町で事業費が出ております。やはりその費用というのは、1町でいくと規模も小さくなるんで、そこまでは必要はないかと思うんですが、相当の費用がかかるともう分かっておりますので、そしてまた、1町でいくとなると、その先ほどの国の補助金というのが受けられなくなるとか、処理能力が小さくなって環境にもあまり効率よく燃やせないとかという問題もいろいろ出てくると思いますんで、その辺も考えて単独は難しいと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

今のところ、そういう高くつくとしても詳細は、納得のできない議員にこれこれこうなのだという納得の部分だと思うので、それも出すつもりはもうないということですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

このことについてはですね、もう既に1市2町の計画で概算費用というのは出てます。今度1市1町になればですねある程度、規模も小さくなるし、ある程度の費用が削減される予定であります。とにかくもう1町でやるということは、もうこれ大変なことなんです。とても1町の財政負担ではこれ賄えないということで、1町でやる考えは全くございません。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

同じ議案第81号について質疑をさせていただきます。

このごみ処理計画というのは、そもそも国のほうが方針を持っておりまして、広域でないと補助金を出さないというのが基本的にあるんですよ。だから、私も本当は単独のほうがいいと思いますけど、現状では、仮に1町となっても、補助金が国からいうと認めるかどうかと、そこから出発するんで、そこらもしっかり勉強していかないとかなと思うんで、まずそれを言うておきたいと思います。

それで質疑なんですけども、湯浅町の脱退に、有田市と有田川町の規約による変更であると思うんですけども、環境センターのごみ処理計画は有田川町、有田市だけと規約になっています。そこで、以下の点で3つ伺います。

新ごみ処理建設に関わる広域圏事務組規約に、湯浅町がそもそも入った年月日をまず御答弁いただきたいのと、2つ目に、新ごみ処理計画で事務組合のホームページには、令和7年6月に湯浅町から離脱の表明があり、現在は必要な手続を進めていますと明記されています。このことから、規約の改正はいつになり、新しい規約になると何が変わるのか、また、いつから新しい規約での新事業計画へと進んでいくことになるのか、まず、この点で。

3つ目に、仮に今後、湯浅町が、後の話ですけども加入したいとなった場合、ごみ処理事業計画に処理能力が明記されているので、この規約を変更しても私は加入できないと思うんです。なぜかという、1市1町の計画人口でありますから、新たに加わるということは、当然処理能力を超えることになりますよね。湯浅町は、今現在、三重県にごみを持って行ってます。国が出してる資料で見たら、住民1人当たりの費用は、湯浅町は高くついてるんですよ、現に。これは湯浅町にとっては、今後、この経費はもっと高くなってきて、町民感情から言うと、単独でいいんかという話が出てくると思うんです。そのときも含めて、広域でしっかり議論をしておいてもらわないと、また変な話になってくると思うんで、その辺も含めて御答弁ください。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

まず、1点目の湯浅町が新ごみ処理場に入ったのはということで、平成23年7月25日に有田周辺広域事務組規約の一部改正があったその日からでございます。

そして、2点目につきましては、規約の改正については、今回上程させていただいてます有田周辺広域圏事務組合の規約の一部改正が各市町で御承認いただいたとして、その後、県の許可を得て11月頃の予定と聞いております。規約が改正されてか

らは、有田市、有田川町の1市1町で協議していくことになります。

3点目に、もし湯浅町がまた加入したいとなった場合ですが、議員おっしゃるとおり、処理能力の問題もありますし、その場合はまた有田周辺広域圏事務組合での管理者会等で協議されることになります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

12番、森谷信哉君。

○12番（森谷信哉）

基本的なことを聞いて申し訳ないんですけど、僕もちょっと病気になってから物覚えが悪いので、かつて広川町さんが離脱したと思うんですけども、広川町さんが抜けるときもこのような文書で条例の改正というか、規約の改正というのはやったのかなという点と、そして、あわせて今回、広川町さんが抜けて、その後、1市2町で協議して、湯浅町さんが抜けたと思います。今後、有田川町と有田市が1市1町で協議をするんですけども、その間において用地交渉とか結構あの難しい問題もたくさん残っていると思います。

この間も議会のほう傍聴に行った中で言うたら、有田周辺広域圏の執行部さんの答弁が難しいところもあって、これははっきりいうて、毎年毎年これから用地交渉するのに10年もかかるようでは、お金が幾らでもかかってくるんで、ある程度の踏ん切りというか、期日を決めてから進んでいかないと、無駄なお金ばかりかかってくるように思います。けどはっきりいうて、ごみの処理は1市1町でも有田川町でもまずせなんだらあかんことなんで、これははっきり言うて前向きに検討はしてもうたらいいたいと思うんですけども、先ほど言うたように、1市1町で協議している中で、これは無理だよという話やったら、うちの議会も脱退するよという意向は出せるのかどうか、その点について2点お聞きしたいと思います。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

森谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

広川町が脱退したときと同じかということですが、手続については、そのときと同じでございます。規約の改正、財産処分等の承認をいただいてからの脱退となっております。

また、もし1市1町でなかなか難しいとなって、有田川町が議会として脱退するという意向を議会のほうで判断するとなるとですね、有田川町が脱退するという事は、今回の議案のように規約の改正などをまた構成市町で承認を得ることができれば可能は可能でございます。

ただ、その際には、新たなごみ処理の方法の確保とか財政負担など、多くの課題を解決する必要があると考えます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

12番、森谷信哉君。

○12番（森谷信哉）

部長、よう答えてもうてありがとう。

僕もはっきり言うて、ごみの処理は必要なもんやさかいに絶対にしなければならないというのは本心ではあります。問題が、やっぱりこれから先、用地の交渉、いろいろ問題もたくさん出てきます。その中で言うて、無駄にお金を使うという中でいったら、ちょっと1回考えてから、湯浅町みたいにできやんのやったらよそに持っていくというような協議をせなあかんし、もっともっと情報を提供してもらって、住民に広く行き渡ったら住民のお金を使う中で取り組んでもらいたいと思いますんで、その点だけどうかよろしくお願いします。これは要望ですんで、議長、答えは要りません。ありがとうございます。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

1番、濃添勇作君。

○1番（濃添勇作）

1番、濃添です。この間からいろいろ聞かせていただいている中でなんですけども、まず今、あそこ垣倉になるんですかね、プラスチック収集所があると思うんですけども、あちらの業務が、何か今度新ごみ施設ができたらなくなると聞いたんですけど、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

濃添議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今の広域で行っている新ごみ処理施設の事業計画（案）の中には、プラスチックの資源ごみの回収とかその処理についても含んでおります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

よろしいですか、濃添勇作君。

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時34分

再開 10時35分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

1 番、濃添勇作君。

○1 番（濃添勇作）

今の現施設も、そしたら後の使い道とかというのがあるのかと、あそこで働いているシルバー人材の方とかも結構おられると思うんですけども、その方とかはもう仕事がなくなるというイメージでよろしいんですか。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

濃添議員にお答えをします。

今度の新しい施設の中へはですね、多分1市1町になると思うんですけど、廃プラとかそういうごみの分別をする施設も備える計画になっております。その従業員とか、後の使い道とかは、まだあと7年も8年も先のことでありますんで、それはもうきっちり従業員のこともあるんで考えていきたいなと思います。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

2 番、栗山昌之君。

○2 番（栗山昌之）

今まで、ここの途中まで1市2町で計画してあってということで、湯浅町のごみ処理量は少ないとかってというようなお話も多少は聞いてあるんですけども、今後どういうような、縮小するなりほんでどういうふうに計画していくんかというの、それはまだ全く何もないという状況でしょうか。

ほんでそれもそうなんですけども、今後、それでやるというときにやっぱり気になるのは、先ほど森谷議員も言われましたけども、土地購入というのはかなりハードルが高いと思いますけども、それでするずるずる後ろへ延びていくという場合、一体いつまで考えるんよというようなことで、その辺もちょっと教えていただきたいし、今示されている年次計画、いつまでどない格好でやりますよというのは、それはそのままで行くのかどうか、後ろへずれないのか。

新しく1市1町でやるなら、こういうようになって、これぐらいの規模でどれぐらいの費用負担になるんかという概算的なものもない状況でちょっとどうやのかなというふうに思います。1回目はここまで。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

先ほど御答弁させていただいたように、1市2町の計画の概算というのはできています。だから1町抜けることによって事業規模も少なくなってくるということは事実でありますけれども、まだ細かい詳細については今検討中であります。これから、今これを認めてもらってから、初めて1市1町でやるという計画になるんで、これからやります。

ただ、このごみ問題というのはそんなに、今日は止めて、今日はつくって、明日はできるという問題と違います。これはもう何年も前から計画を立てたことで、計画どおりに前向いて進めていくというのが1市1町の考えであります。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

それ、まあ言うたらこれからちょっとどうするかまだ分からんと言うんやったら、全部一回ちょっと白紙に戻して、1市1町で組み立てていくというような状況の中で考えていったらどうかなというふうに私は思います。

それで、1市1町で進む可能性というのはあるから、可能性という言い方をして悪いんやけども、1市1町でいくんやったらこないになりませ、先ほども森谷議員も言われたように、単独やったら何ぼ要るねんて。それもそうやし、そのほかの金目の話だけじゃなくて、どういう不都合があるんかないのかというのをしっかり考えて、だから単独でするのは難しいよねというのが出てくるのであれば、議員としては皆、分かりましたという状況になると思うんだけど、それが出ていない以上、今の段階でこれそのまま進めていいのかというふうに思うんですよ。

なぜかという、これはあくまでも1市1町の計画を認めたことになるのかどうかというのが一番重要やと思いますので、ちょっとその辺のところをお答えいただきたいと思います。

○議長（谷畑 進）

町長、中山正隆君。

○町長（中山正隆）

お答えをしたいと思います。

この計画というのはですね、今回は湯浅町が抜けるという計画になったんで、これもう実は1市1町から昔からずっと取り組んできて、いろんな流れの中で今のところできないという結果に至りました。それはもう皆さん方も御承知のとおりで、何でできないかということは分かってくれていると思います。

有田川町も、一旦あそこでやってほしいということを広域に出したんですけれども、いろんな覚書とかいろんな理由があって、あそこはもう絶対できないという中でですね、おまんら今までずっと悪い施設と言ったら悪いけど、し尿処理であったり広域のごみであったり、何で有田川町ばかりに持ってきちゃあんのよ、おまんら分担して

1回考えたらどうよということで提案させていただいたところ、須谷地区がそれやったらうちで引き受けさせてもらおうかなという話になって現在に至っているところがあります。

ただ、これはもう1町でやるというのは全く、もう皆さん方も分かってくれていると思います。不可能です。こんな小さいごみの処理で、ダイオキシンの問題もあるし、公園でたけんし、もう費用というのはもう1町でやるのは莫大です。やっぱり工事というのは広域でやらんと、1町ではとても無理だと、多分皆さん方ももうお分かりやと思います。

それはもうこっちへ聞かんと、1町でやれるかやれんのか、自分たちで研究してくださいよ。多分、議員の皆さん方やったらお分かりやと思います。こんな小さい町で1町でやるというのは、本当に不可能だと思ってますんで、町としては進める気はございません。

○議長（谷畑 進）

2番、栗山昌之君。

○2番（栗山昌之）

ただ、ちょっといろいろ横から入ってきてることなんですけども、これまた1市1町で組み直していくという場合には、都市計画もやり直して組み直していかんなんと。その都市計画の計画の中でどれだけ日にちがかかるんかっていうたら、大体ちょっとこれまあ当たっているか当たってないか分かりませんが、1年半以上かかりますよというような話も聞いてます。それもそうだし、1市1町でやるときに、国からの補助金というのはどないなるんかというのも大きな問題やと思います。

今まで広域というようなことの中で、言うならば補助金というのがあったけども、それがパーセンテージもどないなるんかも分からないし、それはあきませんというふうになるのかも分かりませんが、その辺のところをちょっとお答えいただける範囲でお願いします。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時43分

再開 10時44分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

栗山議員の御質疑にお答えさせていただきます。

この新ごみの構成市町、湯浅町が抜けることが決定してから、いろいろな計画変更であったり、規模であったりというのを見直して、それにも時間がかかって、それが決まってきましたら都市計画の話になってきますので、1年半とは聞いてないんですけど、やはり結構な日数はかかると聞いております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

15番、殿井堯君。

○15番（殿井 堯）

そもそもこの組織というのは、湯浅町・広川町は有田衛生施設、有田市・有田川町は環境センター、これ元のさやなんです。なぜ有田市と有田川町が環境センターになったか、湯浅と広川町が有田衛生施設になったか、そもそもその時点のことは、皆さん、昔からの議員は分かってもうてると思います。

湯浅、広川に対して、うちの場合は旧3町、清水、金屋、それで吉備、これをさいごうして有田衛生施設のどこへ合体して建てましょうという方向で進んだんですけども、その現実には、今の有田川町、旧3町の土地が有田衛生施設の下にうちの土地があったんですけども、それをおかしいからということで、今の潮光園の下に替地をもらったんです。

そもそも最初のいきさつは、1市1町なんです。だから、今回、合体してやりましょうかということに至っては、広川町、湯浅町を入れてほしいと。そういう枠組にしてほしいという格好で、1市3町でそれなら立ち上げましょうかと。それで、場所を探すのに大体十何年かかっています。

○議長（谷畑 進）

殿井議員、質疑内容を明確によろしくお願いします。

○15番（殿井 堯）

だから、これからそれを言う。

もともと1市1町であったんです。だから湯浅、広川は、あがのそういう意見とそこらの違いで、湯浅、広川は脱退したんです。それで、1市1町で元のさやなんです。だから、1市1町で今やらなければならないという状況になってるんで、そもそも1市1町でやるときには、今、部長が答弁しましたように、湯浅が脱退してから、今は脱退を認めるか認めやんかのこの審議なんです。湯浅が脱退してから、その後の構想を発表するのは当然でしょう。だから今、脱退するかせんかのこの審議をやってるんやから、脱退してから今、各議員が説明を求めてるとおりにやらんと、今、脱退せん前にそれを出せますか。今、脱退するかせんかの話なんです。

○議長（谷畑 進）

殿井議員、執行部に質疑をしてください。

○議長（谷畑 進）

それを執行部がちゃんと今、中屋部長が言うたように、湯浅が脱退してのこの審議になって、脱退してからの次の工程を出すのが当然だと思うんです。その点、部長、いかがですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

殿井議員の御質疑にお答えさせていただきます。

先ほども答弁させてもらったように、この議案が各市町で規約の改正の承認が得てから、県の許可を得て、規約の改正が正式となります。それ以降で事業計画であったり、概算費用であったりとか、いろんな内容について協議が始まるということになります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時48分

再開 10時49分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

先ほどの2番、栗山昌之君の3回目の質疑に答弁漏れがありました。執行部より、答弁をお願いします。

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

答弁漏れですみません。栗山議員の質疑にお答えさせていただきます。

その補助金と財源につきましても、今後のその規模であったりとかというのを、決まってからのことになってきますので、具体的に補助金が何%減るとかというのは、今のところ明言はできません。

以上です。

○議長（谷畑 進）

よろしいですか。ほかに質疑はありませんか。

9番、西弘義君。

○9番（西 弘義）

質疑をさせていただきます。

我々は、ごみの問題については喫緊のことです。先へ送る問題ではありません。

ん。そのことについては、十二分に分かっているつもりなんですけども、ただ湯浅町が抜けて1市1町、それで抜けるということに対してこの議案第81号では、改正に関する協議について、抜けるということについてだけの話なのか、つまらん話であるか分からんけども、そうじゃなくて、それを終わった後で1市1町これに向けて話を進めていくのか、そこのところをしかとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（谷畑 進）

暫時休憩します。

~~~~~

休憩 10時51分

再開 10時51分

~~~~~

○議長（谷畑 進）

再開します。

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

西議員の御質疑にお答えさせていただきます。

この議案につきましては、湯浅町が脱退するために規約の改正という議案になります。そのことだけにはなるんですが、結果、残ったのが有田川町、有田市になりますんで、その辺は1市1町で協議を進めていくということになります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

10番、林宣男君。

○10番（林 宣男）

先ほど殿井議員から1市1町、元へ戻った、私はそのとおりやと思います、戻った。戻ったんやったら、今の環境センターでできんのかという、私はずっと、何で須谷とか行くのかなど。いろいろ時系列はあるんでそうなったかも分かりませんが、今のところで、今の環境センターで、有田川町と有田市と2つやって、今、湯浅から週2トンぐらいは入っているんですが、それで十分賄えますんで、今のところでやる、これは一番の誰が考えても正しい方法やと私は思いますんで。終わります。これはもう答弁要らんで。

○議長（谷畑 進）

答弁はよろしいですか。

質疑ではなかったようです。

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第34 議案第82号……………

○議長（谷畑 進）

日程第34、議案第82号、有田周辺広域圏事務組合の財産処分についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

質疑をさせていただきます。

湯浅町が脱退することにより、積み立てた基金を湯浅町へ返還するとありますが、これは、これまでの資金面で計画が大きく変わることとなるのではないのでしょうか。基金条例には、脱退する場合、これまでに積み立てた基金を返還するとの規定があるのでしょ

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

堀江議員の御質疑にお答えさせていただきます。

返還については、明確な規約はございません。管理者会等で協議して決めるのと、この議会で財産処分という議決をいただくということで決まってくる。

基金の総額についても、当初、建設費の総額の一般財源分を目標として計画しておりました。それについては、また1市1町になった場合は見直していくことになるかと考えております。

以上です。

○議長（谷畑 進）

13番、堀江眞智子君。

○13番（堀江眞智子）

それでは、規定は明確にないという答弁やと思いますが、先ほども言いましたように、湯浅町の基金積立金を返還した場合、これは広川町が抜けたときも、基金を返したのにはちょっともやもやした気持ちがあったんですけども、返還した場合、資金面で計画が大きく変わると思われます。返還には慎重にならなければならないと思いますがどうですか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

堀江議員の御質疑にお答えします。

当然、1町の負担が減ってくれば総額も変わってきますし、その辺についても概算の事業費、これから事業計画を変更して事業費が出てきて、そこからまた再度、計算し直して積み立てていくことになると思います。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

議案第82号について、私も質疑をさせていただきます。2点について伺います。

この有田周辺広域圏事務組合新ごみ処理施設建設事業基金条例第3条により積み立てている基金だと思うんですけども、この処分する場合、今、質疑のやり取りがありました。ただ、この条例の附則の処分の特例2項でできるというふうな判断だと思うんですけども、その点明確にさせていただきたいのと、湯浅町が分担している新ごみ処理建設費に関わる分担金は、再度確認させていただきたいと思います。

まず、今の御答弁をいただけますか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

財産処分の条例なんですけれども、増谷議員おっしゃるとおり、附則の第2項でその財源を充てることができますということになっております。そして、また湯浅町が今までためてきた負担金というのが9,074万7,000円でございます。

以上です。

○議長（谷畑 進）

14番、増谷憲君。

○14番（増谷 憲）

これは事務組合の基金保有高、組合の財政事情の公表だけしか見ていないんですが、8億7,200万円となっておりますけども、ここからの支出となるのかどうか、また、支出時期はいつ頃になるのか御答弁いただけますか。

○議長（谷畑 進）

総務政策部長、中屋正也君。

○総務政策部長（中屋正也）

増谷議員の御質疑にお答えさせていただきます。

事務組合の基金保有高のうち、新ごみ処理施設の基金残高は約4億500万円でございます。その基金を支出の財源といたします。また、その各市町で財産処分の御承認をいただいたとして、支出時期については今後の有田広域の事務組合で協議されることとなります。

以上です。

○議長（谷畑 進）

ほかに質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手多数〕

○議長（谷畑 進）

挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第35 議案第83号……………

○議長（谷畑 進）

日程第35、議案第83号、有田川町特別養護老人ホーム「しみず園」の指定管理者の指定についてを議題とします。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（谷畑 進）

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

……………日程第36 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第36、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の所掌事務調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の所掌事務調査とすることに決定しました。閉会中、よろしくお願ひします。

……………日程第37 常任委員会の閉会中の継続調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第37、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

各常任委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。閉会中、よろしくお願ひいたします。

……………日程第38 特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第38、特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の件を議題とします。

各特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました件名表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申出があります。

お諮りします。

各特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。閉会中、よろしく願います。

……………日程第39 議員派遣の件……………

○議長（谷畑 進）

日程第39、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第128条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、配付のとおり議員を派遣することに決定しました。よろしく願います。

……………日程第40 議長への委任について……………

○議長（谷畑 進）

日程第40、議長への委任について。

お諮りします。

本定例会における全ての議決事件等について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（谷畑 進）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

令和7年第3回有田川町議会定例会を閉会します。

~~~~~

閉会 11時04分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長            谷   畑            進

4 番 議 員            椿   原   竜   二

13 番 議 員            堀   江   眞 智 子